

介護老人福祉施設 百恵の郷 入所指針

1 目的

この指針は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「基準省令」という。）の一部改正に基づき、指定介護福祉施設（以下「施設」という。）の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるための基準を明確にし、施設入所の円滑な実施を図る事を目的とする。

2 入所対象者

入所の対象となる者は、要介護 1 から 5 までの認定をされたもののうち、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受ける事が困難な者とする。

3 入所の申し込み

（1）申込み方法

入所の申し込みは、百恵の郷入所申込書（様式 1）及び介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、直近 3 ヶ月分のサービス利用票及び別表の写し、要介護認定調査票を添えて、直接又は郵便にて施設に申し込む。なお、施設は担当ケアマネージャー等にアセスメント及び意見の提出を求める事ができるものとする。

（2）入所申し込み者名簿の管理

施設は、申込書を受理した場合は、入所申込者名簿（様式 2）にその内容を記載して管理しなければならない。また、辞退や削除等の事由が生じた場合はその内容を記録しなければならない。

（3）現況について

入所申込者は入所申込者の状況（要介護度、多施設への入所、死亡等）や介護者の状況が変化した場合はその現状を届け出るものとする。また、施設は全入所申込者について、原則として毎年度 1 回現況について把握するように努めるものとする。尚、入所待機者状況確認表の提出がない者については入所の希望がない者と判断する。

4 優先入所検討委員会

（1）優先入所検討委員会の設置

本施設に優先入所順位の決定をするため、特別養護老人ホーム百恵の郷 優先入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（2）委員会の構成

委員会の委員は、施設長、生活相談員、他、各部署所属長の本施設職員並びに施設長が選任する本施設職員以外の第三者の委員で構成する。

(3) 委員会の召集

- ア 委員会は施設長が召集し、委員会の議長は施設長が務める。
- イ 施設長に事故あるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- ウ 委員会は原則として6か月に1回以上開催する。

(4) 記録の作成及び保存

委員会は優先入所に係る協議の内容を記録し、これを2年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあったときには、これを提出するものとする。

(5) 守秘義務

委員会の委員は、委員会に置いて知り得た入所申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

5 優先入所順位決定の手続

(1) 入所申込者の状況把握及び評価

施設は、入所申込書、その他提出資料及び面接等により入所申込者の状況を把握し、別表1項から6項に基づく評価を優先入所順位判定票（様式3）により行う。

(2) 優先入所順位の決定

委員会は、(1)の評価及び別表4項に基づき優先入所の順位を審査決定し、優先入所順位名簿を作成する。

6 入所の決定

優先入所順位名簿に基づき入所を検討するが、施設における適切な処遇及び運営を図る上で、次にあげる個別事情を勘案して施設長は入所者を決定することができる。

- (1) 性別に応じた居室の状況
- (2) 認知症に対する施設の受入体制
- (3) 医療行為を必要とする場合における施設の受入体制
- (4) 施設整備上の特性に基づく受入体制
- (5) その他特別な状況

7 特別な事由による入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず施設長の判断により入所を決定することができる。

- (1) 災害や事件・事故等により委員会を招集する余裕がないとき
- (2) 圏域市町村からの老人福祉法に定める措置委託による場合
- (3) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命及び身体に危険が生じると市町村が判断した場合
- (4) 入所者が入院治療の必要性が生じて医療機関に入院し退所した者が、退院することが明らかに見込まれる場合

8 その他の留意事項

(1) 辞退者の取り扱い

入所の意思を確認したにも関わらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は順位を繰り下げ、再度の辞退があった時は入所申込者名簿から削除することができる。

(2) 説明責任

施設は、入所申込を受けた時には、入所申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

(3) 情報の提供

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について情報を求められた時は、これを提供するものとする。ただし、入所申込者以外の情報は提供できないものとする。

(4) 不服等に対する対応

施設は、入所申込者等から入所順位等の結果について不服等を申し立てられたときは、再度調査のうえ、委員会に諮るものとする。

附 則

この基準は平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

この基準は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

この基準は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この基準は令和 03 年 4 月 1 日から実施する。

別表 入所申込者の評価基準

1：本人の状況（～25 点）

（1） 要介護度

要介護度	配点
要介護5	25 点
要介護4	20 点
要介護3	15 点
要介護2	10 点
要介護1	5 点

（2） 認知症高齢者の日常生活自立度（～10 点）

日常生活自立度	配点
自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb	0 点
Ⅲa・Ⅲb	5 点
Ⅳ・Ⅴ	10 点

※・認知症高齢者の日常生活自立度は、有効な介護保険認定期間中の主治医意見書に記載されている値をいう。尚、記載のない場合は認定調査員の記載した認知症高齢者の日常生活自立度に置き換える。

2：介護の困難性（～25 点）

（1） 主たる介護者の状況

	主たる介護者の状況	配点
1	身寄りも介護者も全くいない	25 点
2	主たる介護者が遠方又は病気で長期入院中	25 点
3	主たる介護者が高齢者、要支援・要介護状態又は障害者若しくは疾病があり在宅療養中	20 点
4	主たる介護者が複数の被介護者がいる又は育児中、及び主たる介護者の家族が特定の疾病（癌・脳出血等）に罹患し長期療養中	20 点
5	主たる介護者が就業している。	15 点
6	上記のどれにもあてはまらない。	5 点

※・「見寄り」とは、2 親等以内の家族・親族をいう。

- ・「介護者が遠方」とは、主たる介護者が被介護者を介護する際、移動に2 時間以上かかる距離におり、介護とその往復に1 日程度かかってしまうような場合をいう。
- ・「介護者が高齢者」とは、介護者が満 70 歳以上である場合をいう。
- ・「介護者が障害者」とは、介護者が療育手帳、身体障害者手帳の所持者等である場合をいう。
- ・「介護者が育児中」とは、介護者が小学生未満の幼児・乳幼児を養育している場合をいう。
- ・「介護者が就業している」とは、介護者が週 20 時間以上就労している場合をいう。

3：居宅サービス等の利用状況（～25点）

（1）居宅サービスの1ヶ月標準利用率

居宅サービスの利用率	配点
8割以上	25点
6割以上8割未満	20点
4割以上6割未満	15点
2割以上4割未満	10点
2割未満	5点

※居宅サービス利用率とは、サービス利用票別表に基づく区分支給限度基準額（単位）とサービス利用単位の割合をいう。

・居宅サービスの1カ月標準利用率＝

1カ月サービス利用単位の合計 / 1カ月分の区分支給限度基準額（単位）

・算定の対象となるサービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（認知症対応型含）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、（看護）小規模多機能型居宅介護

（2）居宅生活困難により、介護療養型医療施設・介護老人保健施設・特定施設入居者生活介護施設・グループホーム・医療機関・福祉施設（特養・養護含む）等に入所している場合は（1）によらず25点とする。

4：緊急度など特別な事由（0～25点）

緊急度、施設の専門性や特性、地域性、福祉的観点などから、特に施設入所を考慮すべき特別な事由が認められる場合は、下記の通りとし、施設の入所検討委員会の判断により、その状況に応じて、25点を限度として加算する。

＜特別な事由として挙げられる例＞ ・緊急度が高い事由（主たる介護者の急死・救急入院、住居の立ち退きを迫られているなど） ・住環境が劣悪（廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難など） ・認知症による問題行動等により介護が非常に困難な場合 ・医療的処置（尿管カテーテル、経管栄養、酸素療法等）の必要性 ・地域性（入所後の家族関係の維持等） ・その他特別に配慮しなければならない個別の事情 ・本人と主たる介護者の関係が良好でなく介護に支障をきたしていると明らかに認められる場合 ・利用率が低いことに特別の理由（本人拒否、経済的理由等）がある場合 ・その他	合計で25点を限度とする
--	--------------

※・合計で25点を限度とする。

・原則1項目につき5点を配点する。但し、その1項目が重大な要件の場合は理由を付して配点を変更することができる。

5：入所希望（0～10点）

入所申込み時に本人又は家族より施設への早期入所の希望がある場合若しくは入所待機者状況確認表により『6か月以内に入所したい』の希望がある場合は10点を加点する。

6：毎年度1回現況について確認を行う、入所待機者状況確認表の提出がない者については、1から5までの合計点数に関わらず0点とする。